

ボートレース鳴門設備管理業務
公募型プロポーザル実施要領

【日程】

公 告	令和6年12月10日（火）
参加表明書等提出期間	令和6年12月10日（火）～12月24日（火）午後3時必着
図面等の閲覧可能期間	令和6年12月10日（火）～12月24日（火）
質問受付期間	令和6年12月10日（火）～12月26日（木）午後3時必着
質問最終回答日	令和6年12月27日（金）
提案資格確認結果の通知	令和7年 1月 8日（水）
業務提案書提出期間	令和7年 1月 9日（木）～ 1月17日（金）午後3時必着
提案書等の審査	令和7年 1月下旬頃（予定）
審査結果通知	令和7年 2月上旬頃（予定）
契約内容の協議	令和7年 2月中旬頃（予定）
契約締結	令和7年 2月下旬頃（予定）

1. 提案の概要

（1）業務の名称

ボートレース鳴門設備管理業務（以下、「本業務」という。）

（2）業務の目的

本業務は、ボートレース鳴門に設置された電気・機械・その他設備の安全かつ効率的な運転操作ならびに必要な保守点検業務を行うものである。設備の機能を常に最良の状態に保ち不具合・故障等の予防に努めるとともに、異常を発見または予測した場合は適切な処置をとり、設備の延命と省エネルギー化を推進することを目的とする。

（3）業務内容

別紙「ボートレース鳴門設備管理業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（4）見積限度額

① 総 額 ¥60,000,000円（消費税および地方消費税を除く）

② 内 容

（ア）総額は、下記履行期間に係る総額とする。

（イ）総額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。

（ウ）総額を上回る金額での提案を行ったときは、失格とする。

（5）契約期間及び履行期間

① 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで

② 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2. 選定方法

選定方法は、本業務に関する提案を求め、価格、組織・体制、請負業務委託契約の実績、独自の工夫や特色等について総合的に比較検討・評価を行った上で、最適な事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

3. 提案者の参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、公告日を基準日として次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) モーターボート競走法施行規則第2条第2項各号に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 次の①又は②に該当する者であること。

① 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者で営業種目に下記の7項目のうち4項目以上の登録があること。

- (ア) 0202 貯水槽・浄化槽清掃
- (イ) 0206 電気保安
- (ウ) 0207 冷暖房保守
- (エ) 0209 ボイラー保守管理
- (オ) 0210 消防設備点検
- (カ) 0211 上下水道施設の保守維持管理
- (キ) 0212 室内環境測定

② 上記①に該当しない者は、参加申込期間内に別紙①に示す参加申込手続きに必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。

- (4) 鳴門市の入札参加資格停止期間中に該当しない者。
- (5) 国税、都道府県民税及び市町村民税等を滞納していないこと。
- (6) 延べ床面積7,000㎡以上の観覧場（消防法施行令別表第一第1項イに該当）もしくは、商業施設（消防法施行令 別表第一4項に該当）において、2年以上の設備管理業務を請け負った実績を有し、かつ現在も設備管理業務を請け負っている者。
- (7) 損害賠償保険等に加入した上で、受託者の責めに帰すべき事由により被った損害に対して補償する能力を有する者。
- (8) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされていない及びこれらの手続き中である者でないこと。
- (10) ボートレース場（本場）の電気・機械・その他設備における重要性を理解し、安全運転操作・日常点検・簡易修繕ならびに法定点検等の保守点検業務を遂行する能力を有する者であり、仕様書および特記事項に記載したすべての業務を遂行する能力を有する者。

4. 参加手続き等

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加表明者」という。）は、次に示す提出書類を提出期間内に提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年12月24日（火）午後3時まで
- (2) 提出場所 〒772-8510 徳島県鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜 48-1
鳴門市企業局ボートレース事業課
電話：088-685-8111 F A X：088-685-0342
E-mail：br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。

- ・持参する場合の受付時間は、午前9時から午後3時までとするが、事務所が不定休のため、事前に提出予定日時を電話連絡のうえ、提出すること。
- ・郵送による場合は、事前に電話連絡の上、封筒に「ボートレース鳴門設備管理業務に関する参加表明書在中」と朱書きし、期限までの必着とすること。
- ・提出に係る費用は、参加表明者の負担とする。

- (4) 提出書類 提出書類（まとめて以下「参加申請書等」という。）は、下記のとおりとする。
- ・「公募型プロポーザル参加表明書」（様式1）
 - ・「誓約書」（様式2）
 - ・「事業者概要」（様式3）
 - ・「使用印鑑届」（様式4）
 - ・業務実績を証する書類（前記の参加資格要件 3.（6）を証する書類として契約書の写し等）
 - ・損害賠償保険等に関する補償内容を証する書類（前記の参加要件 3.（7）を証する書類として保険証書の写し等）
 - ・参加要件 3.（3）②に該当する者は、別紙①に示す書類
- (5) 提出部数 2部（代表者印押印のもの1部と写し1部）
- (6) 参加辞退 参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、「プロポーザル参加辞退書（様式5）」を前記4.（2）に定める提出場所に提出しなければならない。

5. 図面の閲覧、質問および回答

質問に対する回答は、本公告及び仕様書に記載する内容の追加または修正とみなす。

(1) 図面の閲覧

- ① 閲覧図面 次の図面を閲覧することができるものとする。
ボートレース鳴門全体図、スタンド棟平面図（1階、2・3階、4階～R階）、別棟ダイナミックキャビン平面図（1階、2階、3階）、整備棟平面図、エディウィン鳴門平面図、サイクルステーション平面図、ウズホール平面図
- ② 閲覧期間 令和6年12月10日（火）～12月24日（火）午後3時まで
※閲覧を希望する場合は、「11 問い合わせ先」に記載する担当者に、事前に連絡を行うこと。
- ③ 閲覧場所 前記4.（2）に同じ
- ④ 閲覧方法 閲覧図面の持ち帰り、閲覧場所からの持ち出しは禁止とする。（写真撮影は可とする。）
提案に必要な閲覧図面等は、参加申請書を提出した者で希望者には、E-mail にて送信する。E-mail の送信先アドレスは、参加申請書に記載した担当者の連絡先（メールアドレス）に限る。

(2) 質問書の提出

- ① 様式 質問書（様式6）による。
- ② 提出期間 令和6年12月10日（火）～12月26日（木）午後3時まで
- ③ 提出場所 前記4.（2）に同じ
- ④ 提出方法 電子メールでの提出とする。なお、送信後は電話連絡をすること。

(3) 質問に対する回答は受付ごとに随時、鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。

最終回答は令和6年12月27日（金）とする。

6. 参加資格の審査及び確認結果通知

(1) 参加資格の確認

参加表明者から提出された参加表明書等の書類をもとに、参加資格の審査を行うものとする。

なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合は、参加表明者はこれに応じなければならない。

(2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和7年1月8日（水）までに郵送で通知する。

なお、本確認結果の通知が令和7年1月10日（金）午後2時までに届かない場合は、必ず「11 問い合わせ先」に問い合わせること。

7. 業務提案書の作成および提出

本件公募型プロポーザル方式への参加希望者（以下「提案者」という。）は、本件公告・仕様書に基づき作成した業務提案書（様式7および様式7-1から様式7-7）、役員の名簿を記載した書類、会社設立の趣旨および主たる業務内容が分かる資料等を示す以下に掲げる書面（以下「提案書等」という。）を作成し提出するものとする。提案書等についてはすべて記載することとし、記載する内容がない場合は「該当なし」等の表記により、記載内容がない旨を必ず明示すること。様式7-1「受託提案金額」欄には、提案上限額以下の金額を記載すること。

(1) 提出書類

- ① 業務提案書（様式7および様式7-1から様式7-7）
- ② 受託提案金額の内訳書（消費税および地方消費税を除く）
- ③ 役員の名簿（役職・氏名）および履歴（前職・役員就任年月日）を記載した書類
- ④ 会社設立の趣旨および主たる業務内容が分かる資料（会社案内・パンフレット等）

(2) 提出期間 令和7年1月9日（木）～1月17日（金）午後3時まで

(3) 提出場所 前記4.（2）に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。

・持参する場合の受付時間は、午前9時から午後3時までとするが、事務所が不定休のため、事前に提出予定日時を電話連絡のうえ、提出すること。

・郵送による場合は、事前に電話連絡の上、封筒に「ボートレース鳴門設備管理業務に関する業務提案書在中」と朱書きし、期限までの必着とすること。

(5) 提出部数 8部 正：1部（代表者印押印のもの）、副：7部（写し）

書式はA4判とし、見やすい提出書類の作成を心がけることとし、添付書類等の提出部数についても同様の部数を必要とする。

(6) 提出書類の取り扱い

- ① 提出期限後において、提出書類の内容変更および追加は認めない。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出書類は、契約の締結に至った場合に使用するほかは優先交渉権者選定以外には使用しないものとし、鳴門市の文書管理規定等に従い責任をもって管理及び廃棄を行う。
- ④ 提出された提案書は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合があるが、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える恐れのあるものについては公開しないこととする。
- ⑤ 提案者に参加報酬は支払わない。提案に係る費用はすべて提案者の負担とする。

8. 受託者の決定方法

- (1) ボートレース鳴門設備管理業務プロポーザル選定委員会（以下、選定委員会」という。）において、選定委員会の委員の評価点の合計（以下「総得点」という。）が第1位の提案者を優先交渉権者とする。第2位の提案者については次点者とし、優先交渉権者との協議において不調となった場合に繰り上げることとする。

なお、委員の評価点について、評価点合計の最高点および最低点をつけた委員の点数を除くこととする。ただし、最高点または最低点をつけた委員が複数となった場合には、それぞれ1名の委員の点数を除くものとする。

- (2) 提案者のうち、次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 本プロポーザルの手続きの過程で、参加資格要件を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽の記載があった者
- ③ 提案上限額を上回る金額での提案を行った者
- ④ 本公告で示された提出期限、提出場所、提出方法、提出部数、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった者
- ⑤ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- ⑥ 本公告に係る提案書を2つ以上提出した者

- (3) 評価項目及び配点

評価項目			配点
提案評価 (80点)	運営組織・体制	企業の安全性	15
		請負契約実績	10
		有資格者・保有資格	5
	設備の延命、省エネルギー化の推進に対する取り組み	設備の延命に関する提案	5
		省エネルギー化に関する提案	5
	業務遂行計画	緊急対応に関する提案	10
		工具・測定機器などの考え方について	5
		様書記載業務、仕様書記載事項以上の実施可能な業務について	15
	その他	独自の工夫や特色	10
価格評価 (20点)		提案見積金額	20
合 計			100

- (4) 得点化方法

①提案評価

参加表明者からの提案事項に関して、(3) 評価項目及び配点に示す評価事項ごとの視点から、6段階評価を行い、得点化する。

②価格評価

参加表明者から提示された見積金額を以下の算式に基づき、計算を行い、得点化する。

【得点＝{(最も低い見積金額)／(当該事業者の見積金額)}×20点】

※得点は、小数点以下第2位(小数点以下第3位を四捨五入)まで算定

(5) 総得点において同点の者が2者以上あるときは、次により順位を決定する。

① 受託提案金額評価点が高い者を上位とする。

② 受託提案金額評価点と同点の場合、各委員の評価順位の1位が多い者を上位とする。

(6) 当該案件においては、1者のみの参加であっても業者選定を実施する。ただし、提案書の評価総得点(評価点合計の最高点および最低点をつけた委員の点数を除く)が満点の60パーセント以上である場合のみ優先交渉権者とする。

(7) 優先交渉権者を特定したときは、提案者全員に対し次の事項を通知する。

① 優先交渉権者の総得点数

② 自己の総得点数と順位

③ 今後の契約に向けた協議について(優先交渉権者のみ)

(8) 優先交渉権者上位から協議を行い、双方合意の時点で鳴門市公営企業管理者企業局長が受託者として決定する。

9. 契約

(1) 受託者は、仕様書と提案書に基づいて契約締結前に協議し、鳴門市公営企業管理者企業局長と契約を締結する。

(2) 契約にあたっては、改めて見積書(内訳書)の提出を要する。

(3) 契約保証金は免除とする。

(4) 鳴門市公営企業管理者企業局長は、契約締結後に受託者の本提案における失格事由または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(5) 鳴門市公営企業管理者企業局長は、契約締結後において受託者の責めに帰すべき事由により被った損害については、受託者に対して損害賠償を請求することができる。また、受託者が提案書に記載した事項を達成する意思が認められないなど、履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し損害賠償請求を行うことができるものとする。

10. その他

(1) 本市が提供した資料は、本市の許可なく公表、使用してはならない。

(2) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

11. 問い合わせ先

〒772-8510 徳島県鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜 48-1

鳴門市企業局ボートレース事業課 担当：沼野

電話：088-685-8111 F A X：088-685-0342

E-mail: br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp